

工場事業場における騒音・振動の届出のてびき

-特定施設(騒音・振動)-

工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を法律や条例で特定施設と定め、設置・変更などに際し、届出及び規制基準の遵守を義務付けています。



令和3年7月 船橋市環境保全課

【問い合わせ先】

船橋市環境部環境保全課大気・騒音係

TEL : 047-436-2452

FAX : 047-436-2446

E-mail : kankyohozen@city.funabashi.lg.jp

1. 届出の一覧

〈騒音規制法による届出〉

届出書	届出の内容	届出の期日
特定施設設置届出書 [様式第1]	特定施設を設置する場合	工事開始の30日前まで (届出日含めず)
特定施設使用届出書 [様式第2]	法の改正などで、既設の施設が新たに 特定施設になった場合	新たに特定施設となった日 から30日以内
特定施設の <u>種類ごとの数</u> 変更 届出書[様式第3]	特定施設の <u>種類ごとの数</u> を変更する場 合※ ¹	変更しようとする日の30日 前まで(届出日含めず)
騒音の防止の方法変更届出書 [様式第4]	騒音の防止方法を変更する場合※ ²	変更しようとする日の30日 前まで(届出日含めず)
氏名等変更届出書 [他法との統一様式]	次の事項に変更があった場合 ・氏名または名称、住所(法人にあって は代表者職氏名) ・工場または事業場の名称・所在地	変更のあった日から30日以 内
特定施設使用全廃届出書 [様式第7]	特定施設の <u>すべて</u> の使用を廃止した場 合	使用を廃止した日から30日 以内
承継届出書 [他法との統一様式]	特定施設の <u>すべて</u> を譲り受けまたは借 り受けた場合	承継のあった日から30日以 内

※1: 次の場合は届出が不要です。

- ・種類ごとの数が減少する場合
- ・種類ごとの数を増加させるにあたり、直近の届出の数の
2倍以内となる場合

※2: 次の場合は届出不要です。

- ・発生する騒音の大きさが増加しない場合

〈振動規制法による届出〉

届出書	届出の内容	届出の期日
特定施設設置届出書 [様式第1]	特定施設を設置する場合	工事開始の30日前まで (届出日含めず)
特定施設使用届出書 [様式第2]	法の改正などで、既設の施設が新たに 特定施設になった場合	新たに特定施設となった日 から30日以内
特定施設の <u>種類及び能力ごとの数</u> 変更届出書・ 特定施設の使用の方法変更届 出書 [様式第3]	・特定施設の <u>種類及び能力ごとの数</u> を 変更する場合※ ³ ・使用開始時刻及び使用終了時刻の変 更を行う場合※ ⁴	変更しようとする日の30日 前まで(届出日含めず)
振動の防止の方法変更届出書 [様式第4]	振動の防止方法を変更する場合※ ⁵	変更しようとする日の30日 前まで(届出日含めず)
氏名等変更届出書 [他法との統一様式]	次の事項に変更があった場合 ・氏名または名称、住所(法人にあって は代表者職氏名) ・工場または事業場の名称・所在地	変更のあった日から30日以 内
特定施設使用全廃届出書 [様式第7]	特定施設の <u>すべて</u> の使用を廃止した場 合	使用を廃止した日から30日 以内
承継届出書 [他法との統一様式]	特定施設の <u>すべて</u> を譲り受けまたは借 り受けた場合	承継のあった日から30日以 内

※3: 次の場合は届出が不要です。

- ・種類及び能力ごとの数が増加しない場合

※4: 次の場合は届出不要です。

- ・使用開始時刻が繰り上がらない場合
または使用終了時刻が繰り下がらない
場合

※5: 次の場合は届出不要です。

- ・発生する振動の大きさが増加しない
場合

〈船橋市環境保全条例(騒音・振動)による届出〉

届出書	届出の内容	届出の期日
騒音・振動特定施設設置(使用・変更)届出書 [第12号様式] [第12号様式別紙1] ・設置・使用の場合に添付 [第12号様式別紙2] ・変更の場合に添付	[設置]特定施設を設置する場合 [使用]条例の改正などで、既設の施設が新たに特定施設となった場合 [変更]次の事項が変更になる場合※6 ・騒音においては特定施設の種類ごとの数、振動においては特定施設の種類及び能力ごとの数 ・特定施設の構造 ・特定施設の使用の方法 ・騒音・振動の防止の方法	[設置]工事開始の30日前まで(届出日含めず) [使用]新たに特定施設となった日から30日以内 [変更]変更しようとする日の30日前まで(届出日含めず)
氏名等変更届出書 [第3号様式]	次の事項に変更があった場合 ・氏名または名称、住所(法人にあつては代表者職氏名) ・工場または事業場の名称・所在地	変更のあつた日から30日以内
廃止届出書 [第4号様式]	騒音・振動特定施設の <u>すべての</u> 使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内
承継届出書 [第5号様式]	特定施設の <u>すべてを</u> 譲り受けまたは借り受けた場合	承継のあつた日から30日以内

※6: 次の場合は届出が不要です。

【騒音特定施設】

- ・騒音特定施設の種類ごとの数を減少させる場合
- ・騒音特定施設の種類ごとの数を増加させるにあたり、直近の届出の数の2倍以内となる場合
- ・騒音防止の方法を変更するにあたり、発生する騒音の値が増加しない場合
- ・使用開始時刻が繰り上がらない場合、または使用終了時刻が繰り下がらない場合

【振動特定施設】

- ・振動特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合
- ・振動防止の方法を変更するにあたり、発生する振動の値が増加しない場合
- ・使用開始時刻が繰り上がらない場合、または使用終了時刻が繰り下がらない場合

2. 特定施設の各種届出書作成にあたって

- ・届出は、工場・事業場ごとに行います。
- ・届出者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職氏名を記載してください。なお、工場長等の代理人が届出者になる場合は、委任状を添付してください。
- ・届出書はA4サイズで正・副2部提出してください。副本は審査が終了次第、返却します。
- ・押印については、関係法令が改正されたことにより、省略できます。

〈添付書類〉

添付書類	書類の内容
1. 工場・事業場の案内図	周辺の状況が分かる地図
2. 工場・事業場の組織図	工場・事業場の組織図
3. 工場・事業場の事業経歴書	工場・事業場の事業内容が分かるもの
4. 工場・事業場の敷地内の建物配置図	工場・事業場の敷地内に、どのように建物が配置されているか分かる書類(平面図など)
5. 特定施設の配置図 ※各施設中心から東西南北までの直線距離を記入してください	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場のどの位置に特定施設が配置されているか分かる書類(平面図など) ・各施設の中心から東西南北までの直線距離を明示
6. 特定施設の寸法・能力を記入した概要図(カタログ可)	設置する特定施設の寸法・原動機能力・騒音値・振動値などが分かる書類(カタログなども可)
7. 建屋・防音・防振施設の概要図(カタログ可)	建屋や防音・防振施設の防音・防振能力などが分かる書類(カタログなども可)
8. 騒音・振動の計算書	敷地の東西南北で規制基準が遵守できているか計算する書類

〈騒音・振動の計算書の記入について〉

記入欄	記入するもの
施設名	特定施設の名称(工場での施設番号など)
能力	原動機の定格出力、プレス機の呼び加圧能力など、規制に関係する能力
数	同じ地点に同機種・同能力のものを設置する場合はまとめて記入
稼働時間	施設の稼働する時間
稼働の有無(時間帯別)	各時間区分における稼働の有無
1mでの騒音・振動レベル…①	1mでの騒音レベル[dB](音圧レベル dB(A)。音響パワーレベル(PWL)とは異なります。)、振動レベル[dB](振動加速度レベル(加振力レベル)とは異なります。)を記入
防止施設	防音・防振施設がある場合は記入
[騒音のみ]建屋構造	建屋内に施設が設置される場合、建屋の構造(RC造など)を記入
直近の敷地境界までの距離	各施設から東西南北の敷地境界までの距離を記入 ※距離をX[m]とすると、距離減衰[dB]は $20\text{Log}X$ で計算できます…②
防止施設による減衰…③	防音・防振施設がある場合、それらの施設による減衰量[dB]を記入
建屋による透過損失…④	建屋による透過損失[dB]を記入
敷地境界線上での騒音レベル	上述①～④から次のように計算できます。 ①－②－③－④

〈敷地境界線上での合成音・合成振動〉

施設 A、B、C…から東側境界線上に届く騒音・振動を東 A、東 B、東 C…とすると、東側境界線上での合成音・合成振動は次の式で計算できます。南・西・北についても同様です。

$$10\log_{10}\left(10^{\left(\frac{\text{東A}}{10}\right)} + 10^{\left(\frac{\text{東B}}{10}\right)} + 10^{\left(\frac{\text{東C}}{10}\right)} + \dots\right)$$

【備考】

- ・施設の稼働時間が異なる場合は、時間別にそれぞれ計算してください。
- ・東西南北での合成音・合成振動は小数点第 1 位を四捨五入して整数としてください。

〈距離減衰 騒音・振動〉

各施設から敷地境界までの距離を X[m]とし、その地点までの距離減衰[dB]は次の式で計算できます。

$$20\log_{10}(X) = \text{距離減衰[dB]}$$

3. 特定施設の規制基準

騒音の規制基準(単位：dB)

区域の区分		時間の区分		
		昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
第一種区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第二種区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・第一特別地域 ^{※7} ・表1、表2に示す市街化調整地域	55	50	45
第三種区域	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域(第一特別地域を除く) ・第二特別地域 ^{※8}	65	60	50
第四種区域	・工業地域(第一特別地域・第二特別地域を除く) ・工業専用地域(第二特別地域を除く)	70	65	60
その他の区域	・第一～四種区域以外	60	55	50

【備考】

・第一種区域の区域外に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

※7：第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の周囲50m以内の地域をいう。

※8：第二特別地域とは、工業地域(第一特別地域を除く。)及び工業専用地域のうち、次に掲げる地域に接する地域であり、かつ、当該地域の周囲50m以内の地域をいう。

- (1) 第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域
- (2) 車方町、鈴身町及び豊富町の市街化調整区域
- (3) 習志野市東習志野6丁目の第一種住居地域



振動の規制基準(単位：dB)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第一種区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・表1、表2に示す市街化調整地域	60	55
第二種区域	・第一種区域以外	65	60

【備考】

・学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

【表 1 次の全部の地域】

旭町 1・3～6丁目	東町	市場 2・5丁目
大穴北 1丁目	大穴町	大穴南 2・4・5丁目
金杉 1～4・8・9丁目	金杉町	高野台 4・5丁目
米ヶ崎町	新高根 1丁目	駿河台 1・2丁目
高根町	夏見 1・5・7丁目	夏見台 2・4・6丁目
夏見町 2丁目	飯山満町 1・2丁目	藤原 5～8丁目
二和西 2～6丁目	二和東 1～5丁目	馬込町
三咲 1・3～9丁目	三咲町	南三咲 4丁目
みやぎ台 1～4丁目	八木が谷 2～5丁目	薬円台 3丁目

【表 2 次の一部の地域】

大穴北 8丁目	大穴南 3丁目
松が丘 2丁目	八木が谷町

特定施設一覧(騒音)

騒音規制法		船橋市環境保全条例		
1 金属加工機械	圧延機械	【法律/条例】原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上		
	製管機械	【法律/条例】すべて		
	ベンディングマシン	【法律】原動機の定格出力が 3.75kW 以上(ロール式のみ) 【条例】原動機の定格出力が 3.75kW 以上		
	液圧プレス	【法律】矯正プレスを除く 【条例】すべて		
	機械プレス	【法律】呼び加圧能力が 294kN(30 重量トン)以上 【条例】すべて		
	せん断機	【法律/条例】原動機の定格出力が 3.75kW 以上		
	鍛造機	【法律/条例】すべて		
	ワイヤーフォーミングマシン	【法律/条例】すべて		
	ブラスト	【法律】タンブラスト以外のもので、密閉式を除く 【条例】すべて		
	タンブラー	【法律/条例】すべて		
切断機	といしを用いるもの			
	製びょう機	すべて		
	製釘機	すべて		
	高速度切断機	すべて		
	平削盤	すべて		
	型削盤	すべて		
	研磨機	すべて		
	自動やすり目立機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上		
2	空気圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	圧縮機 [空気圧縮機] 原動機の定格出力が 3.75kW 以上 [その他のもの(冷凍機、空調機など)] 原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
	送風機	【法律】原動機の定格出力が 7.5kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 3.75kW 以上		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
			食品加工用粉碎機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
			その他の用に供する粉碎機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
4	織機	【法律/条例】原動機を用いるもの		
5	コンクリートプラント	【法律】気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上 【条例】すべて		
	アスファルトプラント	【法律】混練機の混練容量が 200kg 以上 【条例】すべて		
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上(ロール式のみ)		
7 木材加工機械	ドラムパーカー	【法律/条例】すべて		
	チッパー	【法律】原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】すべて		
	碎木機	【法律/条例】すべて		
	帯のご盤	【法律】製材用:原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用:原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 0.75kW 以上		
	丸のご盤	【法律】製材用:原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用:原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 0.75kW 以上		
8	かなな盤	【法律】原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 0.75kW 以上		
8	抄紙機	【法律/条例】すべて		
9	印刷機械	【法律/条例】原動機を用いるもの		
10	合成樹脂射出成形機	【法律/条例】すべて		
11	鑄造型機	【法律】ジョルト式のみ 【条例】すべて		

【備考】

- ・騒音規制法に係る特定施設が1つでも設置されている場合、船橋市環境保全条例の適用が除外されます。
- ・騒音規制法の規制がかかる地域は、「都市計画法に基づく用途地域」及び「平成 15 年船橋市告示第 65 号に定められた市街化調整区域」です。

【ユニット式の圧縮機の考え方…単体での定格出力を参照します】

例: 5.0kW + 4.0kW の冷凍機の場合

→ 全体としては 9.0kW ですが、単体の定格出力 5.0kW、4.0kW はともに規制基準未満なので、法令は適用されません。

特定施設一覧(振動)

振動規制法		船橋市環境保全条例			
		圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	1	
		製管機械	すべて		
1 金属加工機械	液圧プレス	【法律】矯正プレスを除く 【条例】すべて		1	
	機械プレス	【法律/条例】すべて			
	せん断機	【法律/条例】原動機の定格出力が1kW 以上			
	鍛造機	【法律/条例】すべて			
	ワイヤーフォーミングマシン	【法律】原動機の定格出力が 37.5kW 以上 【条例】すべて			
2	圧縮機	【法律】原動機の定格出力が 7.5kW 以上(冷凍機、空調用圧縮機は除く)		2	
		【条例】【空気圧縮機】原動機の定格出力が 3.75kW 以上 【その他のもの(冷凍機、空調機など)】原動機の定格出力が 7.5kW 以上			
3	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	3
			食品加工用粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	
			その他の用に供する粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	
4	織機	【法律/条例】原動機を用いるもの		4	
5	コンクリート ブロックマシン	【法律/条例】原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上		5	
	コンクリート管製造機械 及び コンクリート柱製造機械	【法律/条例】原動機の定格出力の合計が 10kW 以上			
6	ドラムバーカー	【法律/条例】すべて		6	
	チップパー	【法律】原動機の定格出力が 2.2kW 以上 【条例】すべて			
7	印刷機械	【法律/条例】原動機の定格出力が 2.2kW 以上		7	
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用の ロール機	【法律/条例】原動機の定格出力が 30kW 以上(カレンダーロール機を除く)		8	
9	合成樹脂射出成形機	【法律/条例】すべて		9	
10	鋳型造型機	【法律/条例】ジョルト式のもの		10	

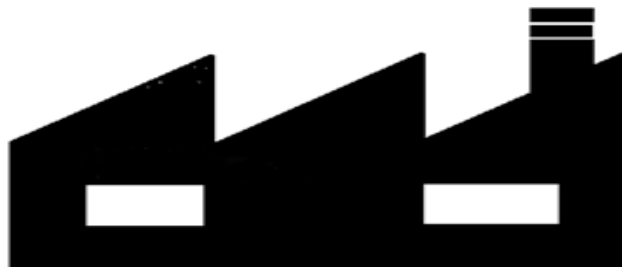
【備考】

- ・振動規制法に係る特定施設が1つでも設置されている場合、船橋市環境保全条例の適用が除外されます。
- ・振動規制法の規制がかかる地域は、「都市計画法に基づく用途地域(工業専用地域を除く。)」及び「平成 15 年船橋市告示第 69 号に定められた市街化調整区域」です。

【ユニット式の圧縮機の考え方…単体での定格出力を参照します】

例:5.0kW + 4.0kW の冷凍機の場合

→ 全体としては 9.0kW ですが、単体の定格出力 5.0kW、4.0kW はともに規制基準未満なので、法令は適用されません。



騒音計算書(記入例)

施設名	能力	数	稼働時間	稼働の有無 (時間帯別)	1mでの騒音レベル[dB]…①	防止施設	建屋構造	直近の敷地境界 までの距離[m]	距離減衰 [dB]…②	防止施設に よる減衰 [dB]…③	建屋による 透過損失 [dB]…④	敷地境界線上 での騒音レベル[dB] ①-②-③-④
送風機	7.0kW	1	24時間	朝	あり	70	RC造	東	34.8		28	7.2
				昼	あり			西	14.0			28.0
				夕	あり			南	27.6			14.4
				夜	あり			北	28.3			13.7
冷凍用圧縮機	10.5kW × 2	1	8:00～ 17:00	朝	なし	65		東	32.1			32.9
				昼	あり			西	25.8			39.2
				夕	なし			南	32.0			33.0
				夜	なし			北	20.0			45.0
空気圧縮機	5.5kW	1	6:00～ 22:00	朝	あり	72	防音壁	東	26.0	15		31.0
				昼	あり			西	32.0	40.0		
				夕	あり			南	30.0	42.0		
				夜	なし			北	25.3	46.7		

地域	周辺に学校など
第四種区域	なし
規制基準	
朝・夕	65
昼間	70
夜間	60

敷地境界線上での合成音[dB]		
	昼間	夜間
東	35	31
西	43	40
南	43	42
北	49	47

振動計算書(記入例)

施設名	能力	数	稼働時間	稼働の有無 (時間帯別)		1mでの振動レベル [dB]…①	防止施設	直近の敷地境界 までの距離[m]		距離減衰 [dB]…②	防止施設に よる減衰 [dB]…③	敷地境界線上 での振動レベル [dB]	
				昼間	夜間			東	西				
冷凍用圧縮機	10.5kW × 2	1	8:00～ 17:00	あり		45		40.5	19.5	32.1		12.9	
				なし				40.0	40.0	25.8		19.2	
空気圧縮機	5.5kW	1	6:00～ 22:00	あり		60	防振架台	20.0	40.0	26.0			4.0
				あり				31.5	31.5	32.0		0.0	
								18.5	18.5	30.0		0.0	
										25.3		4.7	

地域	周辺に学校など
第二種区域	なし
規制基準	
昼間	65
夜間	60

敷地境界線上での合成振動[dB]	
	昼間
東	13
西	19
南	13
北	25
	夜間
	4
	0
	0
	5

